

日本運動器リハビリテーション学会セラピスト研修認定制度施行細則 2

(研修認定資格継続規定)

(2008. 5. 24. 1部改定)

(目的)

第1条 この細則は、日本運動器リハビリテーション学会セラピスト研修認定規則(以下「規則」)に基づき、運動器リハビリテーション研修認定資格の継続に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 研修認定の資格継続の審査セラピスト研修会の認定等はセラピスト研修委員会が行う。

(審査料等)

第3条 更新の審査料は5,000円、登録料は5,000円とする。

(資格継続の要件等)

第4条 研修認定資格の継続の審査は資格取得後5年ごとに行う。

1. 資格継続の審査の申請には、次の各号により、5年ごとに12単位以上を取得することを要する。

(1) 資格継続研修会受講

1時間を1単位とする。

但し1日4単位を限度とする。

(2) 症例報告

別に定める症例報告書に記載したもの。

申請には4単位を限度とする。

症例報告書には規則第4条(1)の専門医の署名を要する。

(3) 運動器リハビリテーション学会学術集会への参加

1回の学術集会につき、2単位を取得できる。

申請には4単位を限度とする。

(4) 実技研修1単位の取得を必須とする。

2. 取得単位の有効期限は5年間とする。

(資格継続審査申請の要件等)

第5条 申請者は次の各号に掲げる書類に審査料を添えてセラピスト研修委員会に提出する。

なお受理した審査料は理由のいかんにかかわらず返還しない。

- (1) 研修認定資格継続申請書（別紙様式）
 - (2) 第4条に定める単位取得を証明する書類
 - (3) 資格を継続しようとする者の所属する医療機関に所属する日本整形外科学会専門医の認定証のコピー
 - (4) セラピスト研修認定証のコピー
2. 申請申し込みは第4条に定める要件を満たした時点以降の定められた期間に行うものとし、資格継続期間は、当該の認定期間終了時点から、5年間とする。
3. 疾病、不慮の事故、長期海外出張(留学を含む)など、やむを得ない事情により継続審査の申請ができない場合は、理事長に継続審査の猶予を申請することができる。
- 猶予の申請は、継続審査の時期とし、必要に応じて1年毎に申請する。申請に際しては、次の各号に定める書類を理事長に提出する。
- (1) 猶予申請書
 - (2) 診断書または長期海外出張(留学など)を証明する書類。

(資格継続の審査等)

第6条 セラピスト研修委員会が更新の適否を審査し、理事長が認定する。

1. 資格継続が適切であると認定され、登録料を納めた者には、セラピスト研修認定資格継続証を交付する。
2. 理事長は理事会の議を経て、所属する医療機関名及び氏名を学会の研修終了認定者名簿に記載する。
3. 資格継続の審査は毎年1回行う。

(資格継続の為の研修会主催者)

第7条 資格継続の為の研修会的主催者は以下とする。

- (1) 日本運動器リハビリテーション学会
- (2) 教育研修委員会が認定する団体（都道府県の臨床整形外科医会など）

(資格継続の為の研修会の認定)

第8条 資格継続の為の研修会の認定はセラピスト研修委員会が行う。

1. 資格継続の為の研修会主催者は開催日の3ヵ月前までに、所定の申請用紙に記載しセラピスト研修委員会に申請し、認定を受ける。

(補則)

第9条 この細則の改正は、研修認定委員会で審議し、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この細則は平成19年12月1日から施行する。